

佐渡市公告第 2 0 号

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により市内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 27 年 7 月 22 日

佐渡市長 甲斐元也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 蔦屋書店佐渡佐和田店
所在地 佐渡市市野沢 8 2 番地
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻：午前 10 時
閉店時刻：午後 12 時
（変更後）開店時刻：午前 7 時
閉店時刻：午後 12 時
来客者が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前 9 時 30 分から午後 12 時
（変更後）午前 6 時 30 分から午後 12 時
- 3 変更年月日
平成 27 年 7 月 16 日
- 4 届出年月日
平成 27 年 7 月 15 日
- 5 縦覧場所
佐渡市産業振興課
- 6 縦覧期間
平成 27 年 7 月 22 日から平成 27 年 11 月 22 日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
産業振興課 商工振興係
電話 63-3791
ファックス 63-2750
Eメール sangyo@city.sado.niigata.jp